

◎新潟県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和6年6月1日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

令和6年6月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
樹政会	風間直樹	風間恵美	新潟県上越市下門前1737